

令和6年度調整給付金を支給

☎ 保健福祉センター 福祉係 (☎ 44-4560)

所得税又は個人住民税の定額減税が行われることに伴い、減税しきれないと見込まれる人に支給します。

対象者	定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の「令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)」、または、「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る人
調整給付額	所得税額及び住民税所得割分の控除不足額合計を1万円単位に切り上げた額 ※ 算定方法 【定額減税可能額】 - 【令和6年度分推計所得額又は令和6年度分住民税所得割額】 = 【控除不足額】 ※ 定額減税可能額 所得税分 = 3万円 × 減税対象人数 個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数 ※ 減税対象人数 納税者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族の人数 (国外居住者は対象から除きます。)
申請方法	支給確認書に必要書類を添えて、郵送又は窓口、オンラインによる申請 ※ 対象者への支給確認書等の発送については、 8月下旬 を予定しております。
申請期限	10月31日(木)【期限厳守】
問合せ先	8月上旬を目途に開設予定のコールセンターとなります。

支給等について現在調整中のため、詳細が決まりましたら、ホームページ等で再度周知いたします。



障害者相談員変更のお知らせ

☎ 保健福祉センター 福祉係 (☎ 44-4560)

町は4月1日付で次の方々に障害者(身体・知的)相談員を委嘱しました。地域の障がい者(身体・知的)の人、その家族からの相談に応じていますので、相談のある人はお気軽にご相談ください。相談は無料、秘密は厳守いたします。

身体障害者相談員



おざわ ちわこ
小澤 千和子さん
(☎ 44-4282)



おいかわ みつゆき
及川 満幸さん
(☎ 070-2018-0667)



うじい え ふじこ
氏家 富士子さん
(☎ 080-5566-2737)

知的障害者相談員



おいかわ
新及川 ひさえさん
(☎ 42-2183)

人権擁護委員を2人に委嘱

令和6年7月に法務大臣から委嘱された人権擁護委員は2人です。任期は3年間です。及川さんは3期目、田口さんは2期目となります。

☎ 住民課 (☎ 42-2111)



おいかわ のりふみ
及川 憲史さん(再任)
=横道下=



たくち くみこ
田口 久美子さん(再任)
=瘤木=

【人権擁護委員とは】
人権擁護委員は、地域住民の方々に人権について関心を持ってもらえるよう、地域で人権啓発活動を行ったり、法務局に常設している人権相談所や市役所などの公共施設等で開催する特設人権相談所において、地域の皆さんから人権相談に応じたりするなどの活動を行っています。

■町内の人権擁護委員

おいかわのりふみ わたなべさとる
及川憲史さん(横道下) 渡辺悟さん(長志田)
たくちくみこ まつもと
田口久美子さん(瘤木) 松本ヤエ子さん(下永沢第二)
すがわら まつただえこ
菅原マリ子さん(諏訪小路) 松田妙子さん(改断)

令和6年度金ヶ崎町物価高騰対応重点支援給付金を支給

☎ 保健福祉センター 福祉係 (☎ 44-4560)

令和6年度新たに住民税が非課税又は均等割のみ課税になった世帯に対して1世帯あたり10万円を支給します。また対象者のうち、18歳以下の子どもがいる世帯については、対象となる子ども1人につき5万円を支給します。

対象世帯	下記(1)、(2)どちらも該当となる世帯が対象となります。 (1) 令和6年6月3日において町の住民基本台帳に登録されている世帯 (2) 世帯全員が令和6年度住民税均等割非課税又は住民税均等割のみ課税世帯 ※ただし、 下記①~④いずれかに該当する場合は対象外となります。 ① 令和5年度住民税非課税世帯(7万円)及び均等割のみ課税世帯(10万円)として給付又は対象となっていた世帯 ② 住民税均等割が課されている者の扶養親族及び事業専従者のみで構成されている世帯 ③ すでに他市区町村から同等の給付金支給を受けた世帯 ④ 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる世帯
申請方法	○支給要件確認書による申請の場合 同封の様式に記載の上、必要書類を添えて下記申請先に提出してください。 ※ 該当と思われる方には 7月5日に確認書を発送しております。 ※ 支給要件確認書が送付され、18歳以下の子どもがいる世帯については、併せてこども加算の申請書を同封しております。併せて必要書類を添えて申請してください。 ○申請書による申請の場合 該当の有無が確認できていない可能性があります。該当と思われる方は下記問い合わせ先に相談してください。 ※ 課税状況が不明な方や課税の方がいる世帯に対しては通知等を発送しておりません。
申請期限	9月30日(月)【期限厳守】

また、HPにも内容を掲載しておりますので、右記QRコード等によりご確認ください。

